

○旭川工業高等専門学校事務情報化推進委員会規程

(平成11. 7. 1 達第16号)

改正 平成19. 3.13 達第40号 平成20. 3.11 達第24号

旭川工業高等専門学校事務情報化推進委員会規程

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校に、事務情報化を推進するため、旭川工業高等専門学校事務情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事務情報化推進のための計画の企画・立案及び調整に関する事項
- (2) 事務情報化推進の実施状況の評価及び検証に関する事項
- (3) 事務情報化推進のための研修会の企画に関する事項
- (4) その他事務情報化推進に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 事務部長
  - (2) 総務課長及び学生課長
  - (3) 総務課課長補佐（総務担当）
  - (4) 総務課課長補佐（財務担当）
  - (5) 学生課課長補佐
  - (6) 係長のうちから3名
- 2 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第5条 委員会に、事務情報化に係るシステム等の開発計画の調査、検討及び実施並びに管理運用するための専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 旭川工業高等専門学校事務電算化委員会規程（平成元年旭高専達第1号）は、廃止する。

附 則（平成19. 3. 13 達第40号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 11 達第24号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。